



第5号

今後の岩村ふれあいセンター行事予定

11月に第3回ふれあいボウリング大会を計画しています。チーム賞と個人賞をたくさん用意してお待ちしていますので、大勢参加してください。昨年は、12チーム36名の参加があり福船Aチームが優勝しました。

本年度は、後2回の公民館講座を予定しております。講演内容や講師の先生は、まだ決まっておりますので希望がある方は、館長又は部落総代までご連絡ください。

子育て支援行事として、小学生の保護者を対象に茶話会を開催し、同年輩の子供さんを持つ親同士、教育や子育ての事など、話し合いの場を提供したいと考えております。お互いに話し合う事によって解決するこ

とも沢山あると思います。また、アドバイザーの先生に同席してもらい助言して頂ける様にもします。なお、日章小の皆さん便でのご案内しますので、たくさん参加してください。

男の料理教室を食改善委員さんの指導のもと、さる7月29日岩村ふれあいセンターで試験的に行いました。参加していただいた方には大変好評でしたので、次回は15名の公募で行います。高齢化社会、女性に頼るのではなく男性も自ら料理にチャレンジしてください。

法務局南国出張所跡に、市民待望の図書館が4月に移転開館しました。休館日は月曜と祝日です。会館時間は火曜から金曜日10時から6時、土、日曜日は10時

市立移動図書館

から5時です。本館では、一人4冊まで2週間借りる事ができます。

皆さん知っていましたか、岩村ふれあいセンターに移動図書館が月1回きていることを、9月は22日でした。毎月決まった日ではないですが、時間は11時30分ごろです。南国市の広報に予定が載っております。移動図書館では、一人5冊まで約1ヶ月借りる事ができます。また、本館で借りた図書を移動図書館で返す事もできます。

岩村ふれあいセンターにも図書コーナーがありますので、図書の充実を図る為に、今後、本館と団体契約を結びます。団体扱いになりますと1回に30冊借りる



南国市立図書館

事ができますので、図書コーナーもおおいに利用してください。

裁判員制度

平成21年5月までの間にスタートします。

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員(6人)として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官(3人)と一緒に決めてもらう制度です。

- 1. なぜ導入されるのか？  
国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まります。
- 2. 裁判員が参加する事件は、殺人、傷害致死、放火、危険運転致死、身の代金目的誘拐、子供に食事を与えず放置して死亡させた場合、等のような重大事件です。

3. 裁判員はどのようなし

て選ばれるのか？選挙権の有る人の中から毎年くじで候補者を選び、翌年の候補者名簿を作成します、その中から事件ごとにくじで裁判員候補者を選びます。除外されなかった候補者から裁判員が選ばれます。

4. 裁判員になることを辞退することはできるか？広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退できない。ただし、70歳以上の人、学生、重い病気等、裁判所に認められれば辞退することができます。

まだまだ、知っていないなければならぬ事があります。岩村ふれあいセンターには、法務省から頂いた西村雅彦や中村雅俊が出演している【もしあなたが選ばれたら】のDVDがあります。一度、家族やグループで観に来てください。

